

## 保育を必要とする事由の確認及び現況調査の手続きについて

新緑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

東大阪市では子ども・子育て支援法第22条及び同法施行規則第9条の規定に基づき、毎年、認可保育施設を利用されている方の「保育を必要とする要件」(入所要件)の確認を行っています。引き続き認可保育施設の利用を希望される方は、必ず保護者全員の「就労証明書」もしくは「要件証明書」の提出が必要です。同時に、認可保育施設を利用中の方の状況を確認するための調査を行いますので、下記のとおり書類の提出をお願いします。

### I 提出期限

令和8年5月21日(木) ※理由なく提出がない場合は、認可保育施設の利用ができなくなります。

### II 提出書類 ※(★)マークがある書類について、電子申請システムで提出される場合も原本の提出が必要です。

#### ①現況調査用紙

#### ②「就労証明書」または「要件証明書」のいずれかを保護者全員分

※変更申請・きょうだいの新規入所申込等で、令和8年4月1日以降に保護者全員分の就労証明書・要件証明書を提出された方については書類の免除が可能です。(ただし、育児休業中で申請し、復職年月日が記載された証明を未提出の場合は免除対象外です。)

※「就労証明書」は、園に提出する「勤務時間証明書」とは異なります。混同されないようご注意ください。

	保護者状況	要件	提出書類	認定期間の有効期限
①	就労もしくは概ね1ヶ月以内に就労開始する方 ※週12時間未満の就労は該当しません。 ※令和8年4月新規入所者(育児休業中で申請された方)は、復職年月日が記載された就労証明書の提出が必須です。	就労	就労証明書 ※「勤務時間証明書」ではありません	児童の就学前まで (ただし、保護者が事由に該当しなくなった場合は、その時点まで)
②	疾病のある方 ※③に該当する場合は③のみで可	疾病・障害	要件証明書(★)	
③	障害のある方	疾病・障害	要件証明書 障害者手帳	
④	親族の介護もしくは看護をしている方	介護・看護	要件証明書 介護対象者の障害者手帳もしくは疾病の要件証明書(★)	
⑤	出産予定日が5月から9月の方	妊娠・出産	要件証明書 母子手帳のコピー 就労証明書(※現在就労中の方のみ)	出産予定日を含む月の前2ヶ月及び出産日の翌日の属する月の翌々月末まで (妊娠初期であっても心身の状態により保育が困難との医師の診断があれば認定の対象となります。)
⑥	現在就労中で 5月以降に 出産予定のある方	出産後は退職予定	要件証明書 母子手帳のコピー 就労証明書(※育児休業予定期間記入のもの)	育児休業対象児童が満1歳になる月の属する年度末
	出産後は 育児休業取得予定	育児休業	要件証明書 母子手帳のコピー 就労証明書(※育児休業予定期間記入のもの)	
⑦	就学もしくは概ね1ヶ月以内に就学する方 ※週12時間未満の就学は該当しません。	就学	要件証明書(★)	保護者の就学期間満了日が属する月の月末まで
⑧	就職するために求職活動をしている方	求職中	要件証明書 ハローワーク受付票もしくは紹介状	認定日から90日経過後の月末まで
⑨	育児休業を取得中の方	育児休業	就労証明書(※育児休業予定期間記入のもの)	育児休業対象児童が満1歳になる月の属する年度末

※裏面も必ずご確認ください※

### Ⅲ 提出方法(①、②のどちらか選んで提出)

#### ①在籍している認可保育施設へ直接提出

※きょうだいで同じ施設に在籍されている方は、下の児童のクラスに提出してください(父母1部ずつで可)。  
きょうだいで異なる施設に在籍している場合は、下の子が在籍している施設への提出のみで構いません。  
その際、上の子が在籍している施設へ、下の子の施設に提出済みである旨を報告してください。

#### ②電子申請システムにて提出



- きょうだいで入所されている方は、1回の申請で2人以上まとめて入力してください。
- 申請の際は電子申請システム上に記載の注意事項を必ずご確認ください。  
不備・不足がある場合、未提出扱いとなることがあります。
- 「疾病」「就学」の要件の方は、この申請が完了後に要件証明書の原本の提出が必要ですのであらかじめご注意ください。
- 電子申請システムで提出したことを必ず園に報告してください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/272272/ea/residents/procedures/apply/971b2135-a843-45bc-852b-607004dc0577/start>

### 注意事項

#### ①保育必要量(標準・短時間)の変更については別途お手続きが必要です。

施設利用相談課または各福祉事務所子育て支援係の窓口にて該当する事由の証明書と認定変更申請書を変更希望月の前月20日までにご提出ください。期限後のご提出は翌々月からの変更となります。

#### ②父母等で要件が異なる場合、有効期間が短い方の要件で認定となります。[令和4年4月から変更]

認定については今回の入所要件調査より随時変更いたします。

[例]父:求職活動 母:就労 → 認定期間:90日間 保育必要量:短時間

#### ③就労(就学)要件での認定は週12時間以上の就労(就学)が必要です。[令和4年4月から変更]

#### ④育児休業から復職される方については就労証明書の復職日欄に復職した日の記載が必要です。

復職日が空欄の場合、再度の提出が必要となります。

#### ⑤求職要件、育児休業要件での認定は保育必要量が短時間(最長8時間)になります。

今回、育児休業取得予定でご提出された方には後日ご案内を通知いたしますので必ずご確認ください。

#### ⑥年度途中で認定期間が満了する方で、新たな入所要件が確認できない場合は、

認定期間が満了する日をもって入所期間が終了となります。

※ただし、現在3号認定を受けている方で、期間満了日が3歳の誕生日の前々日で認定されている場合は除きます。

#### ⑦求職中で認定されていて、今回も求職中で提出された場合は、認定期間延長はできません。



### Ⅳ よくあるお問い合わせ

Q1. 提出期限に間に合わない場合や、提出を忘れていた場合はどうすればいいですか？

A1. 提出期限に間に合わないと発覚した時点でご連絡の上、下記の問い合わせ先に至急ご提出ください。

なお、未提出の方や書類不備により要件の確認ができない場合は督促状を郵送します。

提出期限後に提出される場合は市役所に直接ご提出ください。(提出は郵送でも可能ですが、必ず事前にお電話ください。)

Q2. 保育が必要な事由が複数あるのですが、ひとつだけ提出でもいいですか？

A2. 事由が複数ある場合、主とする事由のみの提出でも可能です。提出いただいた事由と現在認定している事由が異なる場合は、変更により有効期限が短くなる、及び保育必要量が短時間になることがありますので施設利用相談課にご相談ください。

Q3. 転職をするのですが、証明はどうしたらいいですか？

A3. 新しい会社の就労証明書を提出いただいたら大丈夫です。6月までに転職する方は就職予定の証明で提出が可能です。

7月以降に転職する方で、前職との間に1ヶ月以上の期間がある場合は他の事由が必要になりますのでお問合せください。

Q4. 用紙を紛失してしまったらどうすればよいか？

A4. 東大阪市のウェブサイトに掲載していますので、印刷の上ご提出ください。

【問い合わせ先】 〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 東大阪役所7階

東大阪市子どもすこやか部事務センター 現況調査担当 ☎ 06-4309-3322

【電子申請及び注意事項についての問い合わせ先】 保育利用相談課 ☎ 06-4309-3202